

一般質問通告書

令和6年2月21日

高島市議会議長 廣本 昌久 様

高島市議会議員 12番 磯部 亜希

次の事項について質問いたしたいので通告します。

※質問項目（番号）が2以上ある場合は、次のどちらかに○をつけてください。

- ・質問番号1の用紙にだけご記入ください。
- ・質問が一つだけの場合は必然的に1となりますので、記入は不要です。

初問は { ① 全項目一括質問一括答弁
2. 項目ごとに一括質問一括答弁

| | |
|---------------------------------------|---|
| (質問番号 1) 発言事項 | これからも子どもの権利を大切にしていくために |
| 要 旨 (項目だけでなく、質問の趣旨が理解できるように記入してください。) | <p>高島市では今年1月に子ども家庭総合支援拠点として「高島市こども若者応援ベース『みらくる』」が関係者の方のご尽力により開設されました。高島市ではこれまでも子育て支援にはかなり力を入れてこられました。本当にありがたいことであり、「子ども第三の居場所」としての役割が今後ますます期待される所です。</p> <p>子どもにかかわる国の動きとして、令和5年4月1日にこども基本法が施行され、令和元年11月の子供の貧困対策の推進に関する大綱、令和2年5月の少子化社会対策大綱、そして令和3年4月の子供・若者育成支援推進大綱を1つに束ねたこども大綱が令和5年12月に閣議決定されたところです。</p> <p>国や高島市においてもさらなるこども施策の推進が行われると考えられますが、子どもの権利を守り、その認識を市全体で大人も子どももしっかりと持つことが必要であるとの考えから、以下について問います。</p> |

1. 高島市こども若者応援ベース「みらくる」に高島市子ども家庭相談課や教育相談・課題対応室などが移設され、さまざまな関係者がおられることとなります。施設はとても明るいつくりで、子どもを遊びに連れて行ったり、保護者が子どものことや子育てのことなどの悩みを相談したりできるような環境が整えられていますが、この場所をこれからどのように周知されていくのか伺います。

2. 高島市では、高島市子ども・若者支援センター「あすくる高島」や教育相談・課題対応室、子ども家庭相談課で、子どもに関する相談の対応がされていますが、教育や福祉の分野など、子どもに関わる相談や協議の窓口が点在しているようにも見受けられます。行政機関内での連携はかなりされているとお聞きしていますが、情報の共有や取りまとめ役を、これからは子ども家庭総合支援拠点が担う立場になっていくと対応がよりスムーズになるのではないかと考えますが、子どもの相談対応において、これからの高島市の相談体制の展望について伺います。

3. 子どもたちにとっては、全く知らない方では不安だけれど、顔の見える関係で、信頼できる方であれば相談しやすいケースがあると思われれます。市では、学校など子どもたちの集まる場に出向いて、相談対応されるなど、工夫して活動されていますが、その相談機会はかなり限られたものだとお聞きしております。相談の問い合わせや訪問を待つだけではなく、行政から足を運ぶことをより充実させていくことを期待しますがどのようにお考えでしょうか。

4. こども大綱では、「こどもとともに」という姿勢を大切にされており、子どもとともに考えるだけではなく、「一緒にやっていく」ということが重視されており、子どもが権利の主体となり、参画することにつながる意見表明をしやすい環境作りを行うと基本方針に記されています。高島市では、子どもに関わる事柄を協議す

る場として、要保護児童対策地域協議会や子ども・若者支援地域協議会、子ども・子育て会議が設置されています。ここでは関係機関等（大人）による意見交換や協議がなされていますが、子どもが意見表明をしやすい環境作りの一環として、このような協議の場、あるいは新たに設けた場で子どもたちが意見を出し、それが反映されるような仕組みを作ることはどのようにお考えでしょうか。

5. 子どもの権利を守ることは当然ですが、子ども本人が権利侵害されていると認識していない場合もありえます。相談するほどのことかどうかはわからないけれど、身近な大人以外の第三者に話を聴いてもらいたい時、高島市では相談機関として、どこに言えば良いのか、子ども達は把握できているのでしょうか。

6. 子どもの権利救済を考える際に、「アドボカシー」、「アドボケイト」という言葉があります。簡単に説明すると、「アドボカシー」とは、支援などの対象者に代わりに支援者等がその権利や意思を主張する行為やその実現の機能のことであり、その行為者のことを「アドボケイト」と言います。子どもたちの中には、自分の意思をうまく言葉にできず、悩みの相手が身近な方だと、「こんなことを言ったら困らせる」と思い、余計に自分の思いを伝えられないケースもあります。それでも心には残っていて、「誰かに聞いてもらいたい」という時には、学校や行政から独立した第三者機関に伝え、その第三者機関が「アドボケイト」となって調整を行うことは有効だと考えます。

実際に、福岡県宗像市では、宗像市子ども基本条例に基づく公的第三者機関である、子どもの権利救済・回復を目的とする子どもの権利相談室「ハッピークローバー」があります。この機関には、条例により、相談を受けた委員自らの判断で調査する権利や是正勧告する権限が与えられています。子どもたちとの信頼関係を築くことも大切だと考えられ、学校を訪れて子どもたちとの交流もされています。そ

ういった活動もあってか、相談件数は増加しており、学校での出来事で先生には言いにくいことを相談されることもあり、「アドボケイト」の役割を果たしていると言えます。

子どもの権利擁護を考える際、国の法律では、こども基本法だけではなく、児童福祉法、児童虐待防止法、いじめ防止対策推進法等があります。これらの法律にもとづいて、日々、高島市においても子どもたちの対応をしていただいておりますが、子どもの権利擁護機関として第三者機関の設置をした方が、より子どもたちの権利を守れるのではないかと考えます。この第三者機関の必要性についてはどのようにお考えなのでしょうか。

また、子ども達との信頼関係を築き、相談内容を聴くだけではなく、事案によっては権利救済ができるよう、第三者機関の方が必要だと思えば自らの発意によって調査を行ったり、対話的に子どもの意思や状況が十分理解できるような通知の方法で勧告したりする権限を第三者機関に与え、重大事態が起こった際に事実の調査や再発防止にとどまらず、重大事態にならないように予防的に権利救済を行うことについてはどのようにお考えなのでしょうか。

7. 子どもの権利について、市としての考え方やビジョンなどを示す理念の他、子どもたちが自分の意見を表明できることや、子どもの権利を実際に守るために、6. で述べた調査権や勧告権をもった第三者機関も明示した条例の制定をすべきではないかと考えられます。

高島市では、現在、子ども・子育て支援法に定める子ども・子育て支援事業計画として「高島市子ども・子育て支援あくしょんぷらん」がありますが、法的拘束力はなく、子ども基本条例や子どもの権利条例といった根拠となる条例は制定されていません。子どもの権利を守るためには、子ども家庭総合支援拠点ができた今、今後の子ども施策の法的根拠となる条例の制定を検討する必要があると考えま

す。様々な課題に直面している子どもたちに対する対応を今まで以上に実効性のあるものとするためにも法的根拠が必要です。滋賀県では現在、子ども基本条例の検討が進められていますが、それとの整合性も考慮しながら、高島市に合った、高島市ならではの子どもの権利に関わる条例の制定を検討することについてどのような所見でしょうか。また、条例にすることで子どもの権利やその権利を守ることについて、広く市民に認知していただき、地域全体で子どもを守っていくことにもつながっていくと考えますが、この点については、どのようにお考えでしょうか。